

花巻市議会基本条例素案 (H21.12.22 現在)

条 文	説 明 文
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条 - 第7条)</p> <p>第2章 市民と議会の関係(第8条 - 第10条)</p> <p>第3章 議会と市長等の関係(第11条 - 第15条)</p> <p>第4章 議会の適切運営(第16条 - 第18条)</p> <p>第5章 議会及び事務局の体制整備(第19条 - 第22条)</p> <p>第6章 議員の定数、報酬、政治倫理(第23条 - 第25条)</p> <p>第7章 議会の改革推進と見直し手続(第26条・第27条)</p> <p>附則</p> <p>花巻市議会(以下「議会」という。)は、二元代表制のもと、市長とともに市民の信託を受けた市の代表機関である。議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い、協力し合いながら、市としての最高の意思決定を導く共通の使命が課せられている。</p> <p>地方分権の時代にあって、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点、争点を市民に明らかにし、持てる権能を十分に駆使し、議決機関としての責務を果たさなければならない。</p> <p>このような使命を達成するため、議会は主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、市民との関係、市長その他の執行機関との関係、議会の活動原則及び議員の活動原則等を定め、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定めることにより、議会への民意の反映と、議会の情報公開を充実させ、議決機関としての責任を果たすことを目的とする。</p>	<p>この条例の全体を一覧することができるように目次をつけています。</p> <p>前文</p> <p>前文では議会基本条例を制定するに至った背景や制定への思いが述べられ、花巻市民の代表としての議会と議員の決意を表明しています。</p> <p>「二元代表制」</p> <p>「議会の議員」と「市長」を市民が直接選挙で選ぶ制度のことで、「議員内閣制」の国会で国会議員が総理大臣を選んでいることと違い、どちらも市民の代表であることから、議会と市長は対等の機関として、お互いに抑制、協力することで緊張感を保ちながら自治体の運営に取り組む制度のことで。</p> <p>「合議制」</p> <p>複数の人が話し合っ物事を決定する制度のことで。</p> <p>第1条</p> <p>議会基本条例は、議会とその構成員である議員のあるべき姿を明文化し、役割をはっきりさせること、さらには市民の信託に応えるために市民の意見を取り入れていくことと議会の活動内容をお知らせしていく「開かれた議会」を推し進めていきます。そうすることで、議会本来の役割である自治体の意思決</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長及びその他の執行機関をいう。
- (3) 委員会 花巻市議会委員会条例に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた運営に努めなければならない。

定機関としての責任を果たしていくことを目的に制定しました。

第2条

これ以降の条文で使用される用語について定めています。

「市民」は、住民登録の有無に限らないこととしています。

その他の執行機関は以下のものが含まれます。

教育委員会

選挙管理委員会

監査委員

農業委員会

固定資産評価審査委員会

常任委員会と特別委員会は現在以下の委員会があります。

< 常任委員会 >

総務常任委員会

文教常任委員会

福祉常任委員会

産業建設常任委員会

< 特別委員会 >

はなまき市議会だより編集委員会

悪臭公害対策特別委員会

議会改革検討特別委員会

第3条

「花巻市まちづくり基本条例」が市長をはじめとする執行機関にとっての最高規範であると同様に、議会基本条例が花巻市議会にとって最高規範であることを定めています。

第4条

市政の意思決定機関としての役割と市長等の行政運営を監視する役割を果たすために、公正、透明性をもって活動することを定めています。また、市民の意見が反映できるよう努めることとしています。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めなければならない。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としての自覚を持って活動をしなければならない。

3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(議長及び副議長)

第6条 議会は、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

3 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければならない。

4 議長は、議会全体の代表とし、会派及び委員会から独立した活動を行うものとする。

5 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うものとする。

6 議会は、議長及び副議長を別に定める規定により議員による選挙で選ぶものとし、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派に関することは、別に定める。

第5条

ここでは、議員個々のあるべき姿について定めています。

第1項では、議会は、複数の人が話し合っで決める機関であることから、会議以外の場においても議員間で話し合うことを尊重することとしています。

第2項では、議員は市民全体の代表であることを自覚すること、広く課題や意見などの把握に努めること、そして常に自己研さんに努めることとしています。

第6条

議長と副議長について規定しています。

第1項は、議会の権限として議長と副議長を設けることを定めています。

第2項は、議長と副議長の任期は議員の任期である4年と定めています。

第3項は、議長の権限について、主に対外的に議会を代表すること、議会の秩序保持、議事整理、議会事務の統理があることを定めています。

第4項は、議長は議会内のどの組織にも属さず、常に議会全体を代表する立場で行動しなければならないことを定めています。

第6項は、議長、副議長は立候補制による投票で選ぶこととし、立候補した者は、その所信を表明することができるとしています。

第7条

議員が「会派」を結成することができるとしています。

会派については、「花巻市議会会派に関する規程(平成18年1月12日議会告示第3号)」に定められています。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、委員会、議員全員協議会を原則公開するものとする。

3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

(議会報告会)

第9条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、市政に関する重要な情報を、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、広報機能の充実を図るため、議員で構成する議会報の編集を行う委員会を設置する。

第3章 議会と市長等の関係

(一問一答、反問権)

第11条 議会は、市長等との関係について、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

第8条

ここでは、議会の活動について、市民に公開することと、十分な説明をしなければならないと定めています。

第3項は、委員会で議案や課題について話し合うとき、市民の意見を取り入れることを定めています。

第4項は、請願や陳情について、市民からの政策提案と考えることと、それについて委員会で話し合う場合、請願の紹介議員だけでなく、提案者から意見を聴くことを定めています。

第9条

議会の活動について説明し、市民の意見を広く聴くための議会報告会を開催することを定めています。

第10条

市政に関するお知らせは、執行機関である市長も行っていますが、議会は、市長とは別の視点から市民への周知することが必要と考えて周知することとしています。

また、主に広報を行うための専門の委員会を設置することを定めています。

第11条

市長等と議会の関係を明確にし、市民に分かりやすい議会運営を行うことを定めています。

第1号は、本会議や委員会での質疑応答は、論点・争点が明確になる一問一答方式で行うこととしています。

第2号は、これまで会議では議員は「質問する人」、市長等は「答える人」でしたが、より活発な政策議論を行うため、市長等に議員に対して逆に質問することができることとしました。

(文書での質問)

第12条 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとする。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(市長等の予算・決算における説明資料作成)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の作成を市長等に求めるものとする。

(計画等の議決)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 都市計画に関する基本的な方針の策定及び変更に関すること。
- (3) 地域福祉に関する計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業で別に定めるもの

第12条

議員が市長等に対して正式に質問を行うことができるのは、会期中の「議案への質疑」と「一般質問」に限られていましたが、閉会中でも議長を経由して文書による質問をすることができるようにしたものです。

第13条

市長等が重要な政策を提案する場合、その政策の正当性や実施方法について詳しく審議できるように市長等に対して説明を求めるとしています。

第2項では、示された内容を基に議論を行ってポイントや問題点が市民にも分かるようにすることと、それを基に執行後の評価を行うこととしています。

第14条

予算、決算の審議に当たっては、市民への情報公開も視野に入れて、分かりやすい説明と資料の作成を行うよう市長等に求めることを定めています。

第15条

市民の生活に大きな影響がある計画等については、これまで地方自治法に定められている限られた範囲でしか議決していませんでしたが、範囲の外にあった重要計画等についても議会で議論を行うことで、市長等だけでなく議会も責任を担うことと、公開の場で論点・争点を明らかにすることで透明性を高めていくことを定めています。

第4章 議会の適切運営

(自由討議による合意形成)

第16条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた自由討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

2 議員は、議員相互間の議論により、積極的に政策、条例及び意見書等の提案に努めるものとする。

3 議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。

(議員全員協議会)

第17条 議長は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るため、議員全員協議会を開催することができるものとする。

(委員会の適切運営)

第18条 委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するものとする。

2 委員会は審査に当たって、市民に対し積極的に情報公開を行うとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

第5章 議会及び事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るた

第16条

これまで本会議や委員会においての話し合いは、市長等への質問が中心で、議員同士の話し合いがされてきませんでした。そこで合意に至るまでの過程を明確にし、責任ある表決と市民への説明を行うために、議員間で自由に議論をする機会を多く設けることとしています。

第2項では、議員の間で話し合いを行って、積極的に政策等を提案していくよう努力することとしています。

第3項では、市長をはじめとする職員への出席要請は、第1項のことから答弁に必要な最小限にとどめることとしています。

第17条

本会議や委員会で話し合うことができるのは、議案やその委員会の担当する事項に限られるほか、話し合う方法についても制約があります。そこで、議員全員で自由に話し合うことが必要なことだと議長が判断した時に議員全員協議会を開催することとしています。

議員全員協議会は、法律(地方自治法第100条第12項の「協議又は調整を行うための場」)に基づいた、本会議や委員会と同様の正規の会議として位置付けることとしています。

第18条

委員会は、新たに生じる課題に対応していくため、その活動の充実強化に努めることとしています。

第2項では、これまでの議会の中だけでの活動から外に出て情報を発信し意見を取り入れるために、市民と自由に意見交換できる場を設けるよう努めることとしています。

第19条

市民の声を行政に届けるため、議員個々は

め、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会を開催することができるものとする。

(議員の調査研究活動)

第20条 議員は、政策立案、政策提言等を行うため、調査及び研究に努めなければならない。

- 2 議員は、前項の調査及び研究に資するために、別に条例で定めるところにより交付される政務調査費を適正に執行しなければならない。
- 3 政務調査費は、その透明性を確保するため、その使途を公開するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。

(議会図書室の設置・公開)

第22条 議会に、議会図書室を設置する。

- 2 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。
- 3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の実に努めるものとする。

第6章 議員の定数、報酬、政治倫理

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の条例改正に当たっては、人口、面積、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び

もちろんですが議会としても議員の資質向上に努めることとしています。また、この研修会の目的としては、議会全体として問題点を把握し、意識を高めていくことも含まれています。

また、研修会の実施に当たっては、専門家や市民の参加を呼びかけ、意見を聴いたり一緒に考えたりすることができることとしています。

第20条

議員は常に自己研鑽に努めることとしています。

第2項では、調査研究のために交付される政務調査費を適正に使うよう定めています。

第3項では、政務調査費の使い道をホームページなどで公開することとしています。

第21条

議会・議員の補佐を行う機関である議会事務局の体制強化に努めることとしています。

第22条

議員の調査研究のため現在設けられている議会図書室の充実を努めることを定めています。

第2項では、議会図書室は、議員だけでなく誰でも利用できることを定めています。

第23条

議会で定数について検討する場合は、市の現状や将来の展望だけでなく、市民の意見を取り入れることとしています。

議会として議案を提案する場合も、明確な改正理由をつけて説明することと定めてい

市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の条例改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

3 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、市民の信託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に定める。

第7章 議会の改革推進と見直し手続

(議会改革)

第26条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

(見直し手続)

第27条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

ます。

第24条

議員報酬の改正を議員が提案する場合も同様に市民の意見を取り入れて十分に検討し、明確な理由を説明して提案することを定めています。

第25条

議員は、市民の代表者としての高い倫理義務が課せられており、それを常に自覚して行動しなければならないことを定めています。

政治倫理については別に定めることとしています。

第26条

議会改革に取り組むため、議会改革推進会議を設置することを定めています。

議会改革を一時的なものにしないために常に取り組んでいくものとしています。

第27条

前条の議会改革推進会議を中心に、この条例の目的が達成されているかを検証することを定めています。

ここでは見直し時期を定めず、常に検証を行っていくこととしています。

第2項では、改正が必要と認められるときは、議会基本条例をはじめとする関係条例等の改正を行うことを定めています。

附則

条例がいつから効力を発揮するかを定めています。